

# 堺サッカー連盟規約

## 第1章 総 則

- 第 1 条 本会は堺サッカー連盟と称す。
- 第 2 条 本会の事務局は堺市堺区大町東 2 丁 1 番 12 号（株）センヤスポーツ店内に置く。（電話 0 7 2 - 2 2 1 - 6 2 2 9）
- 第 3 条 本会は堺市内における一般・事業団・その他のチームをもって構成し、統轄する。
- 第 4 条 本会はサッカー競技の健全な普及発達と、スポーツマンとしての品性の向上並びにその親睦を計ることを目的とする。
- 第 5 条 本会は大阪サッカー協会・関西サッカー協会・日本サッカー協会との連携をみつにし、当連盟の発展を図る。
- 第 6 条 本会は堺体育協会に加盟する。

## 第2章 事 業

- 第 7 条 本会は第 4 条の目的を達成するため下記の事業を行う。
- 1．試合及び競技大会の主催・主管・後援または許可。
  - 2．サッカー技術の研究並びに指導。
  - 3．審判技術の研究、指導並びにその統制。
  - 4．サッカーの普及並びに宣伝。
  - 5．サッカーの競技の理論、技術の向上を計るため講習会の開催。
  - 6．堺代表チーム（府総合体育大会など）の決定並びに地区派遣。
  - 7．その他本連盟の目的に適合する一切の事業を行う。
  - 8．表 彰

### 第3章 役員

第8条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
理 事 長	1 名
副理事長	若干名
常任理事	若干名
監 事	2 名
理 事	若干名

第9条 会長は理事会の推薦によってこれを定める。

第10条 理事長、副理事長は理事の互選によってこれを定める。

第11条 理事は、理事長の推薦したものと所属団体より推薦されたものをあてる。

第12条 常任理事、監事は理事会に於いて推薦する。

第13条 会長は本会を代表する。

第14条 常任理事会（理事長、副理事、常任理事を含む）を構成し下記の事項を審議し、理事会に提案する。

イ．予算及び決算

ロ．事業計画及び報告

ハ．規約の改正及び変更

ニ．その他重要な事項

第15条 監事は会計を監査する。

第16条 役員任期は2カ年とする。

## 第4章 会 議

- 第 17 条 本会の会議を分けて、次の二種とし会長が招集する。  
総会は年一回とし、事業報告及び予算・決算の報告をする。  
常任理事会及び理事会は必要に応じて開催する。  
理事会は過半数の出席があれば成立し、その決議は出席理事の過半数の同意をもってこれを行なう。

## 第5章 会 計

- 第 18 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。  
第 19 条 本会の経費は、次の収入により支弁する。  
イ．加 盟 金  
ロ．登 録 費  
ハ．その他の収入

## 第6章 賞 罰

- 第 20 条 本会は常任理事会の決議により本会目的達成に功績のあった加盟団体または個人に対しこれを表彰する。  
第 21 条 処罰は理事会の決議により加盟登録団体または個人の除名、あるいは競技出場停止を命ずることができる。

- 附 則 この規約は昭和42年4月1日から施行する。  
昭和59年9月19日 一部改正。  
平成5年4月 一部改正。  
平成18年4月 一部改正。  
平成20年4月 一部改正。